

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | | | |
|----------|-------------------|-------|---|-------|-------|---|-----|----------------|-------|---|------------|-----------------------|-------|---------|------------|------------|--------------|------------|------------|-------------------|-------------------|---|--|------------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 | |
| 20500010 | 出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃 | | 出資法第1条の規制対象となっている出資金とは、本来、全額の払い戻しが保証されないことを本質としているものと解されている。 同法第2条の「預り金」については、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、「預金、貯金又は定期積金の受入れ」若しくは「社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」と規定されている一方、処罰の対象について、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く」とされている。 | C | - | 「不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 同法第2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であるとは言い難いし、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていけば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。 | | C | - | 前回の回答のとおり、「不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反する条件を示して出資金を受け入れる行為であるから、それ自体欺まん性が高いものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にあること、同法第2条の「預り金」については、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがあること、出資法第1条及び第2条が詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、同法第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。また、業としての「預り金」の規制に関して、出資法第2条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することが可能である。 | | | | | | | 5008 | 5008020 | オリックス㈱ | 2.1 | 出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃 | | 第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。 | 金融庁 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5034 | 5034180 | (社)リース事業協会 | 18 | 出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃 | | ・第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。 | 法務省 金融庁 | |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | (再回答欄) | | | (当室記入欄) | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | | | |
|----------|------------------------------|------------------------|--|-------|--|------------|-----|---|--------|---|------------|-----------------------|---------|-------|------------|------------|--------------|------|---|---------------|--|-------------|----------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各府庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管府庁等 |
| z0500020 | 社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し | 商法296条社債等の振替に関する法律第83条 | 社債の募集には取締役会の決議が必要とされている(商法296条)。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる(株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項)。 | b | 社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。 | | | 回答では、法制審議会等の議論においてその見直しの要否等について検討中とのことであるが、企業の機動的な資金調達を達成する観点から、検討を行い、早急に見直しを行うべきである。 | b | 社債の発行手続の見直しの要否は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。 この会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において平成17年を目途に法案提出予定とされている。 この予定を目標に法制審議会において検討されており、上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を行ってまいりたい。 | | | | | 5008 | 5008060 | オリックス㈱ | 6 | 社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し | | 社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。 平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。」と説明している。 早期に検討がなされることを要望する。 | 法務省 金融庁 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 5034 | 5034160 | (社)リース事業協会 | 16 | 資本市場における円滑な資金調達環境の整備(3)社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し | | ・社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。 ・平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。」と説明している。 ・早期に検討がなされることを要望する。 | 法務省 金融庁 | |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | |
|----------|--------------------------------|----------------------------------|---|----------------------|---------------------|---|-----|---|-------|--------|--|-----------------------|-------|-------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|---------------------------------|---|---|--|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| 20500030 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現 | 出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 輸出入・港湾関連手続について、各省庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。 | C | - | 従前、提出する様式が異なっていた入出港届の様式を平成7年2月より、税関、入国管理局、港長及び港湾管理者の共通様式とする等、事務の簡素化に努めており、さらに出入国管理に係る手続のうちシングルウィンドウの対象外となっている手続についても、今後電子化の対象とするか否かにつき検討していくこととしているが、予算上の措置等も含め、各方面からの検討が必要であり、現時点において実施予定時期等は不明であることから、要望に係る措置を講ずることは困難である。 | | 回答によると、シングルウィンドウ化により、対象手続の統一や共通項目の標準化、統一化を図ったことであるが、要望は、申請の必要が失われたものや申請の中で削除できる項目などの見直しをさらに進めてほしいというものである。上記の観点から、さらなる見直しに向けた対応策および平成16年度までの実施の可否について具体的に検討され、示されたい。 | C | - | 従前より手続の簡素化等に努めてきたところであるが、現在求めている申請等については適正な出入国管理を行っていく上で必要不可欠のものであり、これ以上の手続の削減等を行うことは困難である。 | | | | | 5036 | 5036030 | (社)日本船主協会 | 3 | 港湾・輸出入手続等の一層の簡素化 | | 全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたものの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。 | 国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5102 | 5102560 | (社)日本経済団体連合会 | 56 | 輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現 | | 2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については基だ不十分である。シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図られたい。 | 財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省 |
| 20500040 | 弁護士法第72条の見直し | 弁護士法第72条 | 弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。 | につき a につき b | につき については 検討中 | 弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が第156回国会で成立(平成16年4月1日に施行)。 親会社が子会社の法廷外法律事務を無償で取り扱うことは現行制度においても可能である。親会社が子会社の法律事務を有償で業として取り扱うことと弁護士法第72条の関係については、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)及びこれののちで作成された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局(法曹制度検討会)・法務省において検討しているところである。 | | ・回答では、親会社が子会社の法廷外法律事務を有償で取り扱うことと弁護士法第72条の関係については、司法制度改革推進本部事務局・法務省において検討していることであるが、機能的・費用的な効率化等の観点から、「企業グループ内における親会社の法廷外法律事務の相互委託」を要望しているものであり、弁護士法第72条の前提である「不特定多数」に該当せず、さらに訴訟代理等法廷事務まで望むものではないことから、これらの点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 ・また、司法制度改革推進計画においては、本件について「遅くとも平成16年3月までに所要の措置を講ずる」こととされていることから、本年度内における速やかな実施を図られたい。 | | | 原回答のとおり(弁護士法第72条は、「不特定多数」を前提にするものではない。司法制度改革推進計画は、弁護士法第72条について「対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保すること」を求めているものであり、その観点から親会社が子会社の法律事務を有償で取り扱うことについて、現行制度において可能であるかどうかを含めて検討しているところである。) | | | | 5018 | 5018070 | 三井住友海上火災保険㈱ | 7 | 弁護士法第72条の見直し | | 弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわせないことが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する | 法務省 司法制度改革推進本部 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 5029 | 5029190 | (社)日本損害保険協会 | 19 | 弁護士法第72条の見直し | | 弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわせないことが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する。 | 法務省 司法制度改革推進本部 | |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| 管理コード | 項目名 | (回答欄) | | | | | | (再検討要請欄) | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | |
|----------|------------|--|--|-----------------------|---|------------|-----------------------------------|-----------------------|--|-----------------------|------------|-----------------------|-------|---------|------------|------------|--------------|----------------|----------------|--|---|-------------|
| | | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各官庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 |
| 20500050 | サービサー法の見直し | 債権管理回収業に関する特別措置法 第2条第1項 第12条 第13条第1項 第18条第5項 第20条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令 第1条 第2条 第3条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則 第15条 | 債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならないと規定しており(法第13条第1項)、唯一の例外として「債権管理回収」の文字を許容している。 債権回収会社を取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(法第2条第1項、施行令第1条、第2条、第3条)。 債権回収会社は、法務省令(規則第15条)で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないとされている(法第20条)。 債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって、利息制限法の制限額を超える利息又は賠償額の支払いの約定がなされている債権については、制限利息・賠償額に引き直すことにより、元金を含めて請求することができる(法第18条第5項)。なお、過去の利息制限法の制限額を超える利息・賠償額の弁済のうち、貸金業の規制等に関する法律第43条の規定により有効な利息・賠償額の弁済とみなされるものについては、当該制限額以内の額に計算し直す必要はない(事務ガイドライン3-2(8))。 債権回収会社は、債権管理回収業のほかに法第12条第1号、第2号に掲げる業務を行うことができ、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ前記以外の業務を兼業することもできる(法第12条)。 | b b b d b | 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 現行制度下で対応可能 過去の利息制限法の制限額を超える利息・賠償額の弁済のうち、貸金業の規制等に関する法律第43条の規定により有効な利息・賠償額の弁済とみなされるものについては、当該制限額以内の額に計算し直す必要はない(事務ガイドライン3-2(8))。 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 | | 再検討要請 | b b b d b | 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | | | | 5008 | 5008350 | オリックス(株) | 35.1 | サービサー法に関する改正要望 | | 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。 1. 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。 2. 一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。 3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。 4. 利息制限法超過債権については、実務上、サービサーが取り扱うことできるよう、債務者保護との調整を図りながら、一層の条件緩和を求めたい。 5. 債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。 | 法務省 | |
| | | | | | | | 平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。 | | | | | | | | | | (社)リース事業協会 | 25 | サービサー法に関する改正要望 | | 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。 (以下「具体的事業の実施内容」欄に続く) | 法務省 |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | (再回答欄) | | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | |
|----------|-----------------|---------------------|--|-------|-------|---|-----|--|--------|-------|---|-----------------------|-------|-------|------------|------------|--------------|---------|------------|---------------------------|------|--|------------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| z0500060 | カジノ実現のために必要な法整備 | 刑法第185条 ないし第187条 | カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当する行為である。 | b | | いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪等との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。 | | 他省庁で本提案の検討の結果、所管省庁が明らかになった場合は当該省庁とともに検討されたい。 | b | | いずれかの省庁において、カジノを実現するための法律案を立案することとなれば、刑法の賭博罪等との関係について、当省において、その協議に応じる用意はある。 | | | | | 5041 | 5041010 | 宮崎県 | 1 | カジノ実現のために必要な法整備 | | カジノは、刑法の賭博及び富くじに関する罪で禁止されており実施することはできない。そこで、我が国においてカジノが実現するために必要な法整備を要望する。それは、刑法改正ではなく、公営ギャンブル同様、刑法35条による違法性阻却事由の根拠となる特別法(カジノ合法化法)の制定による実現を要望する。 | 警察庁 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5049 | 5049010 | 大阪府 | 1 | カジノ実現のための法制度の整備 | | 関西国際空港対岸のりんくうタウンに、カジノ、ショー、ショッピング、グルメなど家族で楽しめる非日常空間を形成するため、特別法の制定などカジノを実現するために必要な法制度の整備を行い、刑法上の違法性を阻却する。 | 警察庁 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5098 | 5098010 | 和歌山県 | 1 | カジノに係る賭博関係規制を適用除外する特別法の整備 | | カジノを核とした複合レジャー産業を集積するため、賭博に係る刑法上の違法性を阻却する特別法を整備する | 警察庁 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5100 | 5100190 | 東京都 | 19 | カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備 | | カジノを実現するために必要な特別法の制定などの法整備を行う。 | 警察庁 法務省 |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | (最終回答欄) | | (要望事項欄) | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|---|-------|--|------------|-----|---|-------|----------|------------|---|-------|-----------|------------|------------|--------------|---------|--------------|---------------|--------------------------------------|-------------|--------------------------------------|--|---|-----|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 | | | |
| 20500070 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与 | 民法施行法第5条 | 確定日付ある証書として、公正証書、官庁又は公署においてある事項を記入し日付を記載した私署証書等が規定されているほか、指定公証人が電磁的記録に記録された情報に日付情報を付した場合同様に、確定日付ある証書とみなされている(民法施行法第5条)。 | C | 指名債権譲渡の対抗要件としての債務者に対する通知・承諾は、確定日付ある証書をもってしなければならないとされ(民法第467条第2項)、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互間の優劣は、確定日付ある証書による通知・承諾の先後関係によって決せられる。このように確定日付には、当事者の権利の得喪に直接関係するという法律上の効力が認められている。財産が二重に譲渡された場合の譲受人相互間の優劣を決する第三者対抗要件としては、このほかに、不動産や自動車等に関する登記・登録制度があるが、いずれも国によって運営されている。これは、第三者対抗要件が国民の権利の得喪に直接関係するものであり、高度の信用性、制度としての持続性の確保が強く要請されることによる。したがって、民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付の効力を付与することは、法制上困難である。 | | | ・回答では、高度の信用性、制度としての持続性の確保が強く要請されるため国によって運営されなければならない、民間事業者への委託が困難とされているが、 要望内容では、全ての民間事業者に容認すべきと主張しているのではなく、一定の基準を満たした又は認定を受けた民間事業者が発行したタイムスタンプを付した電子データについて指定公証人以外でも認めてほしいというものであるが、この点について改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 | C | | | 前回回答のとおり、確定日付には、国民の権利の得喪に直接関係するという法律上の効力が認められていることから、民間による確定日付付与を認めることは、法制上困難である。 | | | | | 5038 | 5038010 | アマノ(株) | 1 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプに対する確定日付としての効力の付与 | 1 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプに対する確定日付としての効力の付与 | | 現状電子的なデータに、指定公証人が日付情報を付し、これに電子署名を付すると、このデータは「確定日付のある証書」とみなされ(民法施行法第5条第1項及び第2項)、民法施行法第4条の「完全なる証拠力」が認められる。この規制を緩和して、指定公証人以外でも、時刻認証基盤として一定の基準を満たした民間のタイムスタンプ事業者で発行された日付情報(タイムスタンプ)を付した電子データについても同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。 | 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 5052 | 5052010 | タイムビジネス推進協議会 | 1 | 一定の民間事業者が行う適格タイムスタンプに対し確定日付としての効力の付与 | 1 | 一定の民間事業者が行う適格タイムスタンプに対し確定日付としての効力の付与 | | 現状、電子的なデータに指定公証人が日付情報を付し、これに電子署名を付すると、このデータは「確定日付のある証書」とみなされ(民法施行法第5条第1項及び第2項)、民法施行法第4条の「完全なる証拠力」が認められる。この規制を緩和して、指定公証人が電子文書の内容を確認する必要のないものに関しては、時刻認証基盤として一定の基準を満たした民間のタイムスタンプ事業者で発行された日付情報(適格タイムスタンプ)を付した電子データについても同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。 | 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 5056 | 5056010 | 信金中央金庫 | 1 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与 | 1 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与 | | 電子署名法上の認定を受けた民間認証事業者がタイムスタンプを付した電子データについては、電子公証制度における電子確定日付と同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。 | 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 5059 | 5059010 | 日本ペリサイン(株) | 1 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与 | 1 | 一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与 | | 電子署名法上の認定を受けた民間認証事業者がタイムスタンプを付した電子データについては、電子公証制度における電子確定日付と同様に、「確定日付のある証書」とみなすこととする。 | 法務省 |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | (再回答欄) | | | (当室記入欄) | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | | | |
|----------|------------------------------|---------------|---|-------|-------|--|-----|--|--------|-------|--|-----------------------|---------|-------|------------|------------|--------------|--------|------------|------------------------------|------|---|--------------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| 20500080 | 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大 | 民法第667条~第688条 | 民法上、組合員の責任は、分割無限責任とされている(第675条)が、同法は、典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ることについて、現行法上、何らの規制も存しない。 | C | - | 民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。ちなみに、有限責任を負う構成員からなる法定の団体形態としては、登記制度の備った合資会社も存しているところである。なお、構成員の責任内容が合資会社と類似する契約形態について、民法上の組合として新たな類型を設けること及びそれについて公示制度を設けることの必要性・合理性等については慎重な検討を要するものと考えらる。 | | 回答では、民法上の組合制度は強行法規ではなく現行法上可能であるとのことであるが、要望内容は、経済活性化の観点から、リスクマネーに呼び込むための、公示制度・情報公開等の法的位置付けが明確となった、事業範囲・投資先範囲が限定されない、投資家が安心して投資できる組合制度の実現を求めているものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 | C | - | 民法の見直しに関する一般論については、既に回答したとおりである。なお、経済産業省所管の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律につき、規制改革要望をも踏まえて必要かつ合理的な見直しをすることについては、意見はない。 | | | | | 5008 | 5008200 | オリックス㈱ | 20.1 | 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大 | | 昨年度の規制改革要望において、末尾の理由により要望した。これに対し法務省は、つぎのとおり回答した。 「民法は、あくまでも典型契約としての組合について規定しているにすぎず、強行法規ではないことから、契約自由の原則にしたがって、民法に規定する組合とは別の無限責任組合員と有限責任組合員によって構成される組合を作ること、現行法上も可能である。」契約自由の原則により現行法上可能であるということはそのとおりであるが、そもそも、こうした契約ができないから法律によってできるようにしてほしいということを要望しているものではない。法務省回答は非常に残念な回答である。 「中小企業等有限責任組合法」を制定することが何故必要であったか、その問題を理解すれば、その問題は中小企業等投資の場合のみが生じる問題ではないことは明らかなのではないだろうか。こうした点については、同法の立法時に刊行された通商産業省中小企業庁振興課編「投資事業有限責任組合法」(財団法人通商産業調査会)の記述(P.9-10)、同書掲載の資料である「ベンチャー企業への資金供給円滑化研究会報告書」の記述(P.215-229)を参照されたい。 問題はいろいろあろうが、同法のような法律がなく法務省がいうように契約によって有限責任組合とした場合を考えると、第三者との関係において有限責任組合員は有限責任に留まることが担保されるかという問題である。この点を同法は、組合の名称中の「有限責任組合」なる文字使用規制、登記制度を与えること等によって、予見可能性を確保して第三者を保護し、有限責任組合員の責任の有限性を担保しているものと解される。こうした措置もなく、契約によって有限責任を約束すればよいという考え方で、投資家の投資を導くということこそ問題なのではないか。心あるアレンジャーがこれに躊躇を覚えても当然ではないのか。このような考え方で、現実の利用としては、古い民法が想定している近しい者間の契約という範囲を超えることはできないであろう。 | 法務省 経済産業省 |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | (再回答欄) | | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|------------|-----|----------------|--------|-------|------------|-----------------------|-------|-------|------------|------------|--------------|------------|------------|------------------------------|------|---|--------------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各官庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 投資というのは、いろいろな規模、対象物等がある。投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。重厚な有価証券の組成もあり、簡便な組成もあり、中間的なものも必要である。そうして考えた場合に、我が国にはリミテッド・パートナーシップ法に当たる法律がないかと思うと、平成10年に制定されているが、対象が限定されてしまっているということである。しかし、そもそも、ピークルの法制に何ゆえ、対象を限定する必要があるのだろうか。上記の研究会報告書には「新しい形態の本組合が濫用されることにより投資家や組合の債権者を害することは当然あつてはならないことから、法制化による法的保護が与えられる組合の目的、事業範囲を適正に設定する必要があり、この点についての検討もなされるべきである」(上記書籍P.215)としているが、投資家や債権者に法的保護を与えるための法制が濫用されると投資家や債権者を害するというは、理解に苦しみ、論理矛盾ではないだろうか。米国においてはこのような制限はないことも考慮すべきである。(要するに、かかる制限が付されたのは、通産省が同法を企画、立案したもので、また管轄するためかかる制限が必要であった、かかる制限がなければ法務省法案となって日の目を見なかった、という縦割り論の帰結と解すれば理解できる。) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5034 | 5034220 | (社)リース事業協会 | 22 | 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用拡大 | | ・今後の我が国の経済を活性化させるうえで重要なことは、リスクマネーが投資に向かって動くことである。そのために、投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要である。・「中小企業等投資事業有限責任組合法」から「中小企業等」を削除して、リミテッド・パートナーシップ法を整備することを要望する。 | 法務省 経済産業省 |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | | |
|----------|-------------------------------------|--|---|-------|-------|--|-----|--|-------|--------|--|-----------------------|-------|-------|------------|------------|--------------|---------|------------|---------------|-------------------------------|---|--|-----|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各府庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管府庁等 | |
| 20500090 | 滞納税債権の譲渡による回収の円滑化 | 債権管理回収業に関する特別措置法 第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令 第1条 第2条 第3条 | 債権回収会社を取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている(法第2条第1項, 施行令第1条, 第2条, 第3条)。 | b | | 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 | | 平成16年度中に実施されることの可否について改めて検討されたい。 | b | | 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 | | | | | 5003 | 5003010 | 小山宏 | 1 | 滞納税債権譲渡 | | 地方自治体が滞納者に対して有する滞納税債権を民法第466条の規定により、債権回収会社に債権譲渡することにより、住民に租税負担の公平感を与えると共に今後予想される国から地方への税源移譲に備えて収納基盤を整備する。加えて地方自治体の自主財源確保の一方策として地域経済の活性化に資するために「債権管理回収業に関する特別措置法(サービス法)」第2条に定める特定債権に税債権を加える規制緩和を行い、現行法においては徴収事務を債権回収会社に移譲する。 | 法務省 | |
| 20500100 | 新株予約権付社債発行における発行日程短縮及び1回の取締役会決議での発行 | 商法第341条ノ15 同法第280条ノ23 | 新株予約権付社債を発行するには行使条件を公告する必要がある(商法341条ノ15, 280条ノ23)。 | b | | 新株予約権付社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。 | | 回答では、法制審議会等の議論においてその見直しの要否等について検討中とのことであるが、株式と新株予約権付社債との類似性や企業の機動的な資金調達を達成する観点から、検討を行い、早急に見直しを行うべきである。 | b | | 新株予約権付社債の発行手続の見直しの要否等は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されており、会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)においても平成17年を目標に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討されていることから、当該スケジュールに従って検討を行うべきである。 | | | | | | 5008 | 5008050 | オリックス㈱ | 5 | 新株予約権付社債発行日程短縮及び1回の取締役会決議での発行 | | 新株予約権付社債についても、株式と同様に「行使の条件等の決定方法」による公告等が認められるべきである。また、取締役会決議について発行と条件決定で二度開催することなく、一度での決議で可能とすべき。平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等」に係る対応状況において、法務省は「新株予約権及び新株予約権付社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討がされる予定である。」と説明している。早期に検討がなされることを要望する。 | 法務省 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | |
|----------|----------------------|---|--|-------|-------|---|-----|---|-------|--------|---|-----------------------|-------|---------|------------|------------|-------------------|---------|--|----------------------|------|---|--------------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各官庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| 20500110 | 事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げ | 借地借家法第24条 | 事業用借地権の存続期間は、10年以上20年以下とされている。 | b | | 現行法上、定期借地権の存続期間については、一般の場合が50年以上と、事業用の場合が10年以上20年以下とされており、20年超から50年未満の間の期間を存続期間とする定期借地権の設定は認められていない。しかし、事業の内容次第では、20年を超える耐用年数の建物を所有することが必要になる場合もあるという指摘もあることから、法務省と国土交通省は、連携をとりながら、民間事業者の情報提供協力を得て、事業用定期借地権の存続期間の上限の引き上げに対するニーズを調査するとともに、弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を慎重に検討していく方針である。 | | 回答では、法務省と国土交通省は、連携をとりながら、民間事業者の情報提供協力を得て、ニーズを調査するとともに、弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を慎重に検討していきたい。 | b | | 民間事業者の情報提供協力を得て、事業用定期借地権の存続期間の上限の引き上げに対するニーズを調査するとともに、弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を慎重に検討していきたい。 | | | | | 5013 | 5013010 | 株竹中工務店 | 1 | 事業用定期借地権の期間を最大30年とする | | 借地借家法第二十四条の「存続期間を十年以上二十年以下として」を「存続期間を十年以上三十年以下として」に変更する | 法務省 国土交通省 |
| 20500120 | 司法書士と土地家屋調査士の資格統合 | 司法書士法第3条、第4条及び第6条 土地家屋調査士法第2条、第3条及び第5条 | 司法書士の主な業務は、権利の登記又は供託に関する手続について代理すること、裁判所、検察庁又は(地方)法務局に提出する書類を作成することである。一方、土地家屋調査士の主な業務は、他人の依頼を受け、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量を行うこと、不動産の表示に関する登記の申請手続を行うことである。このように、司法書士と土地家屋調査士は、それぞれ性質の異なる業務を行うこととされている。 | c | | 司法書士及び土地家屋調査士は、ともに登記手続に関する業務を行うものであるが、権利の登記と表示の登記は、それぞれ独立した手続であって、要求される専門知識の内容も異なる。司法書士と土地家屋調査士の資格を統合すると、資格を取得しようとする者は権利の登記及び表示の登記に関する専門知識が要求されることになるが、権利の登記と表示の登記はそれぞれ独立した手続であって、その性質も異なることから、双方の登記について専門知識を取得しなければならないと、かえって規制を強化することになる。 | | 回答では、双方の資格の性質が異なることから、双方の登記について専門知識を取得しなければならないとする必要性は乏しく、かえって規制を強化することになるとして、対応不可とされているが、要望は、2つの資格を統合することにより、不動産登記手続きの簡素化・効率化、コスト合理化の実現を求めている。統合することにより、不動産の登記という類似の行為を行うために、複数の事務所に行くという不便さが解消されることは、消費者ニーズに資すると考えられる。消費者ニーズを充足するとの観点から具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 | c | | | | 5016 | 5016010 | 個人 | 1 | 司法書士と土地家屋調査士の資格統合 | | 国家資格である、司法書士と土地家屋調査士の統合(例えば法務士と呼ぶ)を要望する。 | 法務省 | | | |
| 20500140 | 債権譲渡登記制度の拡充 | ・債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第3条 ・債権譲渡登記規則(平成10年8月28日法務省令第39号)第19条 ・平成10年9月22日法務省告示第290号 | 債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、インターネットを通じて登記申請を可能とするオンライン申請制度が運用されている。 | e | | 債権譲渡登記は、出頭、郵送及びオンラインによる申請を可能としているところであるが、このうち郵送申請は出頭申請と同じく債権個数等の制限がなく、実際にも数多くの利用がある。したがって、要望理由に記載の原則として出頭して申請せざるを得ないため利便性を著しく欠くということはない。なお、オンラインによる申請については、債権個数等の制限があるが、これを緩和する方向で検討しているところである。 | | ・回答では、利便性を著しく欠くことはないとのことであるが、要望内容は、利便性向上のために、出頭による申請窓口を1箇所のみならず各法務局出張所まで拡大すべきというものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 | c | | | | 5034 | 5034230 | (社)リース事業協会 | 23 | 債権譲渡登記制度の拡充 | | 出頭による申請窓口を各出張所に広げること。オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。 | 法務省 | | | |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | |
|----------|---|---|---|-------|-------|---|-----|-----------------------------------|-------|---|------------|-----------------------|-------|-------|------------|------------|--------------|-----------------|------------|---|------|---|------------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| z0500150 | 電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用して行えるようにすること | 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律第5条ノ3、同法律施行規則第10条、貸付信託法第6条第1項、同法第7条第1項 | | b | | 要望事項で指摘されている、「証明機関」(本年7月30日取りまとめ予定の要綱案では「調査機関」に名称を変更)の設置を伴う電子公告の導入に関する商法改正法律案は、次の国会に提出予定であるが、指摘の信託銀行が行う約款変更等の公告につき電磁的方法を許容するか否か、また許容するとした場合に、改正商法上の調査機関を利用すべきものとするか否かは、当該公告の根拠法例を所管する金融庁において(後者の事項については、当該公告の制度趣旨、公告をしなかった場合の効果等を考慮し、当省とも協議の上)検討すべき事項であり、現段階において、当省からコメントすべきものではない。 | | | | | | | | | | 5035 | 5035040 | (社)信託協会 | 4 | 電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用して行えるようにすること | | ・信託業務に係る公告を電磁的方法(インターネット)を用いて行うことが可能となった場合に、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用できるようにすること。 | 金融庁 法務省 |
| z0500160 | 更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直しを行うこと | 信託法 | 要望理由に記載されたとおりである。 | b | | 要望事項についての検討を含む信託法の抜本的な見直しについて、平成17年中を目途に所要の法律案を提出すべく検討に着手したところ。 | | 平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。 | b | 信託法は、いわゆる商事信託のみならず、公益信託を含むいわゆる民事信託についての規律をも定めるものであるところ、当方においては、商事信託及び民事信託の双方について、要望された事項に止まらない抜本的な改正を予定している。抜本的な改正は、商事信託及び民事信託の制度全体の整合性に配慮して行う必要があるため、その改正作業には全力を尽くす所存ではあるが、当初の回答のスケジュールに従って行ってまいりたい。 | | | | | | 5035 | 5035100 | (社)信託協会 | 10 | 更なる信託スキームの活用に関する商事(営業)信託関連法制の見直しを行うこと | | 商事(営業)信託関連法制において、例えば以下の点を緩和するよう、見直しを行うこと。 ・自己執行義務(信託法26条)の緩和 ・一定の要件を充たす場合の忠実義務(信託法22条)の緩和 ・受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等のルールの明確化 ・信託の併合・分割に関する規定の整備 ・受託者の第三者に対する有限責任の明確化 | 金融庁 法務省 |
| z0500170 | 株主総会会日の約1か月前時点での総会議案・貸借対照表・損益計算書の開示 | 商法第232条 同法第283条第2項 | 株主総会の招集通知は株主総会の2週間前までに発送することとされている(商法232条)。定時株主総会の招集の通知に際して計算書類を交付することとされている(同法283条2項)。 | c | | 株主総会の招集通知の発送の早期化や計算書類等の開示の早期化を法で強制することは、決算期から株主総会までに必要とされる手続等に照らして困難である。なお、会社が自主的に株主総会の招集通知を2週間前以前に発送することや計算書類等をインターネット上で公開することは現行法においても可能である。 | | | | | | | | | | 5054 | 5054010 | 三井アセット 信託銀行株 | 1 | 株主総会会日の約1か月前時点での総会議案・貸借対照表・損益計算書の開示 | | 【要望内容】企業の決算内容が明らかになる株主総会会日の約1ヶ月前の段階で、当該株主総会の議案及び(当該株主総会が定時総会の場合には)貸借対照表・損益計算書をインターネット上に掲載する等の方法により開示する制度を設けること。 【具体的内容】株主総会の議案については、商法第232条により、招集通知に記載されるが、当該招集通知は会日の2週間前(譲渡制限会社については定款の定めがある場合には1週間前)に発すべきこととされている。 定時株主総会の場合には、商法第283条により計算書類の承認を要するため、当該計算書類が招集通知に記載される(商法特例法上の大会社の場合、同法第16条により株主総会の承認は要しないが、同法第21条の2により参考書類として招集通知に添付される)。以上により、総会議案・貸借対照表・損益計算書は、株主総会会日の2-3週間前に株主に開示される。 | 法務省 |

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | (最終回答欄) | | (要望事項欄) | | | | | | | |
|----------|--|------------------------|---|-------|-------|--|-----|---|-------|--------|--|-----------------------|-------|---------|------------|------------|--------------|-------------|--|---------------|-------------------------------|-------------------------------------|----------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| z0500180 | 単元未満株主への 共益権付与の 廃止 | 商法第221条 | 単元未満株式(商法221条)については、議決権とそれに関連する権利以外の共益権が認められている。 | b | | 単元未満株式の権利内容のあり方については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しについて検討中である。 | | 回答では、法制審議会等の議論においてその見直しの要否等について検討中とすることであるが、単元株制度と単元株制度との整合性等を踏まえ検討し、早急に見直しを行うべきである。 | b | | 単元未満株式の権利内容のあり方については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しについて検討中である。 | | | | | 5073 | 5073010 | (社)日本自動車工業会 | 1 | 単元未満株主の共益権 | | 従来(単元株制度)と同様に、単元未満株主の共益権はないものとするべき。 | 法務省 |
| z0500190 | 子会社による親会社株式保有規制の撤廃 | 商法第221条ノ2 | 子会社による親会社株式の取得は原則として認められていない(商法221条ノ2)。 | b | | 子会社による親会社株式の取得の規制のあり方については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。 | | 回答では、法制審議会等の議論においてその見直しの要否等について検討中とすることであるが、元来自己株式取得規制の潜脱行為を防止するという本規定の趣旨に鑑み、自己株式取得が認められた現在においては、本規定の意義が失われていることから、早急に見直しを行うべきである。 | b | | 子会社による親会社株式の取得の規制のあり方については、自己株式取得の規律の見直しの要否等の検討を踏まえ、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されており、会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)においても平成17年を旨に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討されていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。 | | | | 5073 | 5073020 | (社)日本自動車工業会 | 2 | 子会社による親会社株式保有規制の撤廃 | | 規制撤廃すべき。 | 法務省 | |
| z0500200 | 自己株式取得の 定款授権化 | 商法第210条第1項 | 自己株式の買受けには定時総会の決議が必要とされている(商法210条1項)。 | a | | 議員立法による「商法及び株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」の一部を改正する法律」が7月23日に成立し、会社が定款授権に基づく取締役会の決議により自己株式を買い受けることが可能となった。 | | | | | | | | | 5073 | 5073030 | (社)日本自動車工業会 | 3 | 自己株式取得の定款授権化 | | 定款授権に基づく取締役会決議での自己株式取得を認めるべき。 | 法務省 | |
| z0500210 | 監査役制度採用会社における利益処分 の取締役会権限化、取締役の責任の過失責任化 | 商法第283条第3項 | 委員会等設置会社以外の会社においては、利益処分案には株主総会の承認を要することとされている(商法283条)。 | b | | 利益処分のあり方等については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。 | | 回答では、法制審議会等の議論においてその見直しの要否等について検討中とすることであるが、委員会等設置会社と同様に委員会等設置会社以外の会社についても、会計監査人・監査委員の適法意見を求める、過失責任についても挙証責任を転嫁する等の措置を講ずることも視野に入れつつ、検討を行い、早急に見直しを行うべきである。 | b | | 利益処分のあり方等については、他の剰余金の分配制度との整合性等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されており、会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)においても平成17年を旨に法案提出予定とされ、これに向けて法制審議会においても検討されていることから、当該スケジュールに従って検討を行ってまいりたい。 | | | | 5073 | 5073040 | (社)日本自動車工業会 | 4 | 監査役制度採用会社における利益処分の取締役会権限化、取締役の責任の過失責任化 | | 監査役制度採用会社も利益処分を取締役会の権限とするべき。 | 法務省 | |
| z0500220 | 外国人労働者の 規制緩和 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条 | 入管法は、外国人労働者の受入れについて、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進する一方で、いわゆる単純労働者の受入れについては、日本の経済社会と国民生活への影響にかんがみ十分慎重に対応するという政府の基本方針に基づき、単純労働者を受け入れるための在留資格を設けていない。 | c | | 専門的な技術・技能等を有する外国人に限り積極的な受入れを図るといふ政府の基本方針に反することは本件要望については措置困難である。 | | | | | | | | | 5083 | 5093010 | 大島哲也 | 1 | 外国人労働特区 | | | 法務省 厚生労働省 | |

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | | (再回答欄) | | (当室記入欄) | | (最終回答欄) | | (要望事項欄) | | | | | | | |
|----------|-----------------------|--|--|-------|-------|--|-----|--|-------|----------|---|-----------------------|-------|-----------|------------|------------|--------------|------------------|------------|---|------|---|----------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各官庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| z0500230 | 資格外活動者に対する入管法の運用の見直し等 | 出入国管理及び難民認定法第19条、第24条第4号イ、第70条第1項第4号、第73条、第73条の2 | 出入国管理及び難民認定法において、同法に違反する資格外活動に係る退去強制事由及び罰則並びに外国人に不法就労活動をさせた事業主に係る罰則が規定されている。 | C | - | 在留資格認定においては、従前より厳格な審査に努めているところであり、また、ペナルティの強化については、数々の出入国管理及び難民認定法の改正により不法就労助長罪の新設等の罰則の強化、被退去強制者の上陸拒否期間の伸長等を行ったところであり(1年5年)、現状において更なる強化は困難であるが、関係機関と連携した摘発の強化など、今後とも不法滞在対策を推進していく。なお、在留資格の取消し制度の創設等を内容とする入管法改正法案を第156回通常国会に提出しているところである。 | | 回答では、既に入管法改正法で手当てをしていることを根拠に対応不可とされているが、 要望は、更に実効性の高い入管法の運用・改正を含めた見直しを求めており、更なる審査の厳格化や資格外活動者に対するペナルティの強化のための具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 | C | - | 資格外活動については、在留実態を的確に把握することが極めて重要であるところ、実態調査部門の設置や関東の出張所に摘発専従班を設置するなどしており、平成15年には、不法滞在者が集中している東京都新宿区に摘発専従出張所を開設し、摘発体制の更なる強化に努めている。警察等関係機関とも情報を交換するなど連携を図りながら、不法滞在対策を推進することとしている。また、在留資格認定においては、従来より厳格な審査に努めているところであるが、さらに高い実効性を実現することを目的として、現在、電算システムを再構築する作業を行っており、平成16年度から運用を開始する予定としている。 | | | | | 5100 | 5100170 | 東京都 | 17 | 来日外国人犯罪の抑止(資格外活動者に対する入管法の運用の見直し等) | | 在留資格認定の際における審査の厳格化や資格外活動者に対するペナルティの強化等、入管法の運用・改正を含めた見直しが必要である。 | 法務省 |
| z0500250 | 官公庁の入札制度、契約制度の改善 | | | | | 国土交通省が現在運用している電子入札コアシステムを導入することを前提に、現在入札手続を進めている。 入札申込みの様式等については、コアシステムの基本様式(書式)を法務省の書式に一部カスタマイズして使用することになるものと思料される。また、電子入札の様式と紙ベースの様式を合わせる件については、現時点において、基本様式が確定していないことから、今後の検討事項である。 | | | | | | | | | | 5008 | 5008400 | オリックス㈱ | 40 | 官公庁の入札制度、契約制度の改善 | | 統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。 | 全省庁 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 5034 | 5034380 | (社)リース事業協会 | 38 | 官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善 | | ・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。 | 全省庁 |
| z0500260 | 外国人農業研修生受入回数の複数化 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項 | 同様の研修を2度に区分して実施することは認められていない。 | C | - | 提案にあるような同様の研修を2度に区分して行う必要があるとは考えられず、1年又は6月の期間において研修を一旦実施したにも関わらず、農業研修においてのみ同様の研修を再度行う特異性も認められないことから、当該要望に係る措置を講ずることは困難である。なお、研修の必要性、2度目の研修において初回の研修よりも高度の研修が行われること、初回の研修後の本国における活動による技術移転の状況等を総合的に勘案して、再研修が認められる場合がある。 | | 回答では、同様の研修を2度に区分して行う必要性がないこと、また、農業研修においてのみ複数回研修を行う特異性が認められないことより、対応不可としているが、要望は、「農業生産の大半が春から秋までに集中することにより技術移転を図ることを目的とするものであることから、同様の研修を2度に区分して行うということは、当初より1度目の研修において技術移転がなされないことを前提としたものとなり、研修制度の趣旨に合致しないため認められない。 | C | - | | | | 5031 | 5031010 | 北海道 | 1 | 外国人農業研修生受入回数の複数化 | | 海外農業研修生の受入について、複数回の研修が可能となるよう運用を改める。 また、第1回目の研修の修得程度を踏まえ、第2回目以降の研修計画策定を希望する研修生に対し、申請の機会を与える。 | 法務省 | | |

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

| (回答欄) | | | | | | | | (再検討要請欄) | (再回答欄) | | | (当室記入欄) | (最終回答欄) | | | (要望事項欄) | | | | | | | |
|----------|---------------|--|---|-------|-------|---|-----|--|----------|-------|---|-----------------------|-----------|-------|------------|------------|--------------|------------|------------|---------------|------|---|----------|
| 管理コード | 項目名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 各省庁回答に対する再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 当室からの最終確認事項(要望者意見を含む) | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 規制改革要望管理番号 | 規制改革要望事項管理番号 | 要望主体 | 規制改革要望事項番号 | 規制改革要望事項(事項名) | 別表番号 | 具体的規制改革要望内容 | 制度の所管官庁等 |
| z0510010 | 外国人の在留資格要件の緩和 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2, 第19条第1項第2号, 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「留学」の項 | 特区制度(第2次提分)において,夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について,当該大学による徹底した在籍管理がなされる場合には,専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている現行の「留学」の在留資格に係る基準を適用しないこととしている。 | C | - | 特区における実施状況を勘案し,問題事例等にも配慮しながら,全国展開について,慎重に検討することとする。 | | 回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討するとされているが,「大学による徹底した 在籍管理がなされる場合には」との条件が付されるのであれば,特区での実態評価を待つまでもなく速やかに全国展開しても支障はないと考える。この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ,可能な限り速やかに全国展開する観点から,実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され,示されたい。 | C | - | 「大学による徹底した 在籍管理がなされる場合」という要件のみで,夜間大学院留学生受入れ事業が適正に実施されるか否かの実態評価を行う必要があることから,当該評価を踏まえたうえで全国展開について慎重に検討する。 実態評価を踏まえた上で慎重に検討した結果,全国展開することとなった場合には可能な限り速やかに実施する。 | | | | | 5014 | 5014090 | (社)関西経済連合会 | 9 | 外国人の在留資格要件の緩和 | 508 | 法第7条1項第2号の基準を定める条例において,「専ら夜間通学して教育を受ける場合」については,「留学」により行うことができる活動から除外されている。構造改革特区に限らず,外国人の在留資格を「夜間大学院」へ留学する場合にも拡大する。 | 法務省 |